

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	予防接種の実施等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

玉名市は、予防接種の実施等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

玉名市長

公表日

令和6年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種の実施等に関する事務
②事務の概要	予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成等の事務を行っている。 特定個人情報は次の業務で取り扱う。 ①予防接種実施対象者の把握及び台帳の作成 ②予防接種による健康被害が発生した場合の給付請求の申請 ③新型インフルエンザの予防接種実施対象者の把握及び台帳の作成 ④予防接種法による給付の支給の際の公金受取口座活用業務
③システムの名称	健康管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第9条第1項 別表第一（第10項、第93の2項） 2. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第2条第1項、第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・予防接種法に基づく事務 (情報提供の根拠) 1 番号法第19条第8号及び別表第二（16の2の項） 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府、総務省令第7号）第12条の2 (情報照会の根拠) 1 番号法第19条第8号及び別表第二（16の2、17、18及び19の項） 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく事務 (情報提供の根拠) 1 番号法第19条第8号及び別表第二（115の2の項） (情報照会の根拠) 1 番号法第19条第8号及び別表第二（115の2の項） ・公金受取口座登録制度に基づく事務 (情報照会の根拠) 番号法別表第二（121の項）
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部保健予防課
②所属長の役職名	保健予防課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 〒865-0016 熊本県玉名市岩崎163 電話0968-75-1420

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部保健予防課 〒865-0016 熊本県玉名市岩崎133 電話0968-72-4188
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	本人からマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。申請者からマイナンバーの提供をしてもらい、記載されたマイナンバーは提供してもらったマイナンバーで確認している。マイナンバーの管理は鍵付きで保管し、表題をつけ個別にファイリングしている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業員に対する教育・啓発 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーを申請者に提供してもらい、管理するまでの一連の流れに担当者以外の者も実施するため、確実な取り扱いと、保管管理について共有している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月9日	事務の概要	予防接種法に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成等の事務を行っている。	予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成等の事務を行っている。 特定個人情報は次の業務で取り扱う。 ①予防接種実施対象者の把握及び台帳の作成 ②予防接種による健康被害が発生した場合の給付請求の申請 ③新型インフルエンザの予防接種実施対象者の把握及び台帳の作成	事前	
令和3年2月9日	法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一(第10項、第93の2項)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一(第10項、第93の2項)	事前	
令和3年2月9日	②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第16の2、第17項、18項、19項)	番号法第19条第7号 別表第二(第16の2、第17項、18項、19項、第115の2項)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月1日	②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第16の2、第17項、18項、19項、第115の2項)	・予防接種法に基づく事務(情報提供の根拠)1 番号法第19条第8号及び別表第二(16の2の項)2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第12条の2(情報照会の根拠)1 番号法第19条第7号及び別表第二(16の2、17、18及び19の項)2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2・新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく事務(情報提供の根拠)1 番号法第19条第7号及び別表第二(115の2の項)2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2(情報照会の根拠)1 番号法第19条第7号及び別表第二(115の2の項)2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2	事後	
令和4年12月27日	②事務の概要	予防接種法、新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成等の事務を行っている。 特定個人情報とは次の業務で取り扱う。 ①予防接種実施対象者の把握及び台帳の作成 ②予防接種による健康被害が発生した場合の給付請求の申請 ③新型コロナウイルスの予防接種実施対象者の把握及び台帳の作成	予防接種法、新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成等の事務を行っている。 特定個人情報とは次の業務で取り扱う。 ①予防接種実施対象者の把握及び台帳の作成 ②予防接種による健康被害が発生した場合の給付請求の申請 ③新型コロナウイルスの予防接種実施対象者の把握及び台帳の作成 ④予防接種法による給付の支給の際の公金受取口座活用業務	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月27日	②法令上の根拠	・予防接種法に基づく事務(情報提供の根拠)1 番号法第19条第8号及び別表第二(16の2の項)2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第12条の2(情報照会の根拠)1 番号法第19条第7号及び別表第二(16の2、17、18及び19の項)2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2・新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づく事務(情報提供の根拠)1 番号法第19条第7号及び別表第二(115の2の項)2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2(情報照会の根拠)1 番号法第19条第7号及び別表第二(115の2の項)2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2	・予防接種法に基づく事務(情報提供の根拠) 1 番号法第19条第8号及び別表第二(16の2の項) 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第12条の2(情報照会の根拠) 1 番号法第19条第8号及び別表第二(16の2、17、18及び19の項) 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2 ・新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づく事務(情報提供の根拠) 1 番号法第19条第8号及び別表第二(115の2の項)(情報照会の根拠) 1 番号法第19条第8号及び別表第二(115の2の項)	事前	
令和6年12月6日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		十分である 本人からマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。申請者からマイナンバーの提供をしてもらい、記載されたマイナンバーは提供してもらったマイナンバーで確認している。マイナンバーの管理は鍵付きで保管し、表題をつけ個別にファイリングしている。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月6日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		9) 従業者に対する教育・啓発 十分である マイナンバーを申請者に提供してもらい、管理 するまでの一連の流れに担当者以外の者も実 施するため、確実な取り扱いと、保管管理につ いて共有している。	事後	